

別紙

武蔵野市災害時医療体制基本計画

1. 武蔵野市内を武蔵医師会の地区ブロックにあわせて5地区に区分する
2. 地区内にある避難所を予定している市立小中学校都立高校のうち、原則1箇所、地域の事情により2箇所の学校に救護所を設置し傷病者の治療にあたる
3. 救護所での治療が困難な傷病者については、原則として地区内にある地域拠点病院を医療活動拠点とする
4. 地域拠点病院での治療が困難な重篤な傷病者は、災害拠点病院である武蔵野赤十字病院に搬送する
5. 武蔵野赤十字病院での治療が困難または適切でない傷病者は、広域の医療機関へ搬送する
6. 歯科治療は、市立保健センターを活動拠点として医療活動を行うとともに、移動チームを編成し定期または不定期に救護所で巡回治療を実施する
7. 地区割り及び救護所を設置する学校、及び地区内の地域拠点病院は別表のとおりとする
8. 市内の診療所は災害時原則として診療を休止し、救護所及び地域拠点病院の活動を支援する。事情により診療を継続する場合は医師会長に報告し了承を得る
9. 救護所等の医療資機材、医薬品等については武蔵野市が整備を行うが、医師会、歯科医師会、接骨師会及び薬剤師会は、有効期間等を確認し有効活用に努める
10. 地域拠点病院は、日頃から災害時に備えた態勢を確保するよう努めるものとし、武蔵野市は支援を行う